

(趣旨)

第1条 この告示は、町への移住促進を図るため、移住を検討している者に対して、一時的に居住する住宅を供し、町の風土及び町内での日常生活を体験してもらう、お試し居住体験事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅)

第2条 前条の住宅(その敷地を含む。以下「お試し住宅」という。)は、次のとおりとする。

名称	位置
城里町お試し住宅	城里町大字小勝712番地の1

(対象者)

第3条 お試し住宅を利用できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 町への移住を検討する者であること。
- (2) 町外に居住している者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定のほか、町長は移住検討者以外のものであっても利用者として適当と認める場合には利用することができる。

(利用の申込み)

第4条 お試し住宅を利用しようとする者は、利用開始希望日の14日前までにお試し住宅利用申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは2箇月前から受け付けることができる。

(利用の承諾)

第5条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定し、お試し住宅利用承諾(不承諾)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(利用期間)

第6条 お試し住宅を利用することができる期間は、2日以上30日以内とし、年度内1回の利用を限度とする。ただし、城里町地域おこし協力隊が利用する場合は、その期間を3年以内とする。

(利用料金)

第7条 お試し住宅の利用料金(以下「利用料金」という。)は、別表のとおりとする。

2 利用料金は、前納しなければならない。

3 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を利用することができなくなったとき又はその他町長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、お試し住宅並びにその設備及び備品の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (3) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (4) 正常な状態において利用し、清掃を及び除草を適宜行い清潔に保つこと。
- (5) 第三者に対し、お試し住宅を転貸し、若しくは利用させないこと。
- (6) 暴力団員等に使用させないこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) 町長の承諾なくお試し住宅の増改築若しくは模様替えをし、又はお試し住宅に建築物、工作物若しくは設備を設けないこと。
- (9) その他町長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第9条 利用者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為をすること。
- (3) 収入を得る目的で事業を営むこと。
- (4) 政治活動、宗教活動、風評の流布等を行うこと。
- (5) 動物を飼育すること。
- (6) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) その他お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。
(利用承諾の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試し住宅の利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 利用の申込みに偽りのあったとき。
- (3) 利用料金をその納付期限までに納付しないとき。
- (4) その他町長が取消し相当であると認める事由があったとき。

(明渡し)

第11条 利用者は、第6条に規定する利用期間が満了したとき、又は前条の規定により承諾が取り消されたときは、遅滞なくお試し住宅を町長に明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅を利用者の費用負担で原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

3 町長は、利用者が、第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの意義を申し立てることはできない。

(立入り)

第12条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅に立ち入りさせることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、お試し住宅並びにその設備及び備品を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅で発生した事故に対し、町はその責めを負わない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年告示第28号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第72号の23)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第198号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

利用者	利用期間	利用料	光熱水費
下記以外の利用者	2日以上30日以内	1日あたり1,000円	利用料に光熱水費含む
城里町地域おこし協力隊	3年以内	1日あたり1,000円	光熱水費については利用者が別途契約

様式第1号(第4条関係)

城里町お試し住宅利用申込書

年 月 日

城里町長 様

申込者(代表者)氏名

城里町お試し住宅を利用したいので、城里町お試し居住体験事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。同要綱の定めに従い適正に利用することを約束します。

申込者 (代表者)	ふりがな	-----	男女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
	氏名				
	住所	〒 -----			
	連絡先	固定電話		FAX	
		携帯電話		E-mail	
職業					
利用希望	第1希望	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	第2希望	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
同居者	申込者(代表者)との関係	ふりがな 氏名	性別	生年月日(年齢)	備考
		-----	男女	年 月 日 (歳)	
		-----	男女	年 月 日 (歳)	
		-----	男女	年 月 日 (歳)	
アクセス	自宅から本町までの移動手段				
	町内での移動手段	・自家用車 ・その他 ()			
緊急連絡先	※お試し住宅への入居者以外の方の連絡先を記載してください。				
	ふりがな	-----	男女	申請者との関係	
	氏名				
	住所	〒 -----			
連絡先	固定電話		FAX		
	携帯電話		E-mail		

※本人確認書類として運転免許証又は保険証の写し及び居住地の住民票を添付してください。

以下の項目について、お試し住宅の利用に伴う選考の際、参考とさせていただきます。

城里町でのお試し居住を希望した理由	
城里町に滞在中、どのような生活をおくってみたいか	
他市町村での移住体験（生活）の有無	有 ・ 無 ※有の場合、体験市町村名 _____都・道・府・県 _____市・町・村
城里町への移住について	<input type="checkbox"/> 移住を検討している <input type="checkbox"/> 二地域居住を検討している <input type="checkbox"/> お試し住宅を利用した上で検討する予定 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

誓 約 書

城里町長 様

住 所

氏 名

連絡先

城里町お試し住宅の利用に際し、城里町お試し住宅実施要綱を遵守し適切に使用するとともに、利用後の調査にも協力することを誓約します。

様式第3号(第5条関係)

(表面)

第 号

年 月 日

様

城里町長

印

お試し住宅利用承諾(不承諾)通知書

年 月 日付けで申込みのあったお試し住宅の利用については、城里町お試し居住体験事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	承諾 ・ 不承諾			
利用決定住宅	住宅名			
	所在地			
	家賃	円		
利用決定者 及び同居親族	氏名	続柄	氏名	続柄
		本人		
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
不承諾の理由				

注 利用するに当たり裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏面)

利用に当たっての注意事項

1 遵守事項

利用者は、お試し住宅（その附帯施設、敷地、設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (3) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (4) 正常な状態において利用し、清掃を及び除草を適宜行い清潔に保つこと。
- (5) 第三者に対し、お試し住宅を転貸し、若しくは利用させ、又は要綱第5条第2項の規定による賃貸借契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (6) 暴力団員等に使用させないこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) 町長の承諾なくお試し住宅の増改築若しくは模様替えをし、又はお試し住宅に建築物、工作物若しくは設備を設けないこと。
- (9) その他町長の指示に従うこと。

2 禁止行為

利用者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為をすること。
- (3) 収入を得る目的で事業を営むこと。
- (4) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 文書、図画その他の印刷物を掲示し、又は配布すること。
- (6) 政治活動、宗教活動、風評の流布等を行うこと。
- (7) 動物を飼育すること。
- (8) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) その他お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

3 損害賠償

利用者は、故意又は過失によりお試し住宅又はその設備若しくは備品を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を町長に届け出て、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。